

## 都市計画基礎調査

都市の状況は刻々と変化しているため、都市計画の策定や見直しを適切に行うには、その都市の現状や動向を定期的に把握しておく必要があります。

都市計画基礎調査は、おおむね5年ごとに、人口、産業、土地利用、建物、都市施設等の状況や将来の見通しについて調査を行い、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものです。

近年、ICT・IoT等の普及に伴う社会のデジタル化・ネットワーク化の進展により、GISの活用を前提とした都市計画基礎調査の実施が必要となっており、GISデータの活用による事務の効率化、経費の削減、分析の高度化等が考えられるため、GISの導入・活用を推進します。

また、行政が保有するデータは可能な限り利用・提供すべきという基本的な方向性のもと、民間事業者も含めさまざまな主体が容易に利用できるようにすることが求められており、都市計画基礎調査の実施においても、オープンデータを前提とした調査の実施を推進します。

### 人口

- 人口規模（総数・小単位）
- DIDの状況
- 将来人口
- 人口増減
- 通勤通学
- 世帯数

### 産業

- 産業分類別就業者数
- 商業・工業事業所数、売場面積、販売額、従業者数等

### 土地利用

- 土地利用現況
- 宅地開発状況
- 農地転用状況
- 新築状況
- 法適用状況
- 農林漁業関係施策適用状況

### 建物

- 建物利用現況
- 公共公益施設及び大規模小売店舗の立地状況

### 都市施設

- 都市施設の整備状況
- 面整備実績
- 道路状況

### 交通

- 公共交通運行状況
- 主要な幹線の断面交通量・混雑度

### 自然環境

- 緑の状況
- 地形水系地質条件
- 良好な自然環境を有する土地の区域

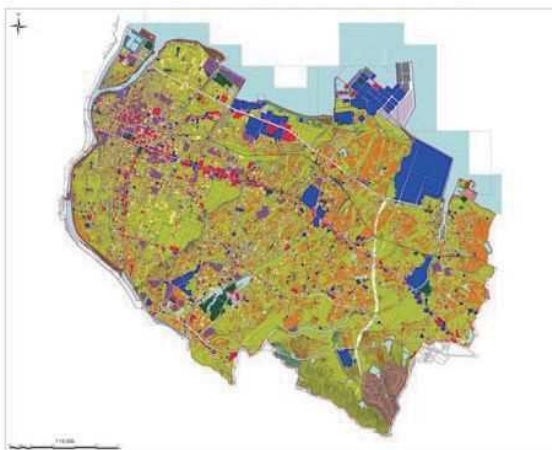
### 公害及び災害

- 避難地の状況

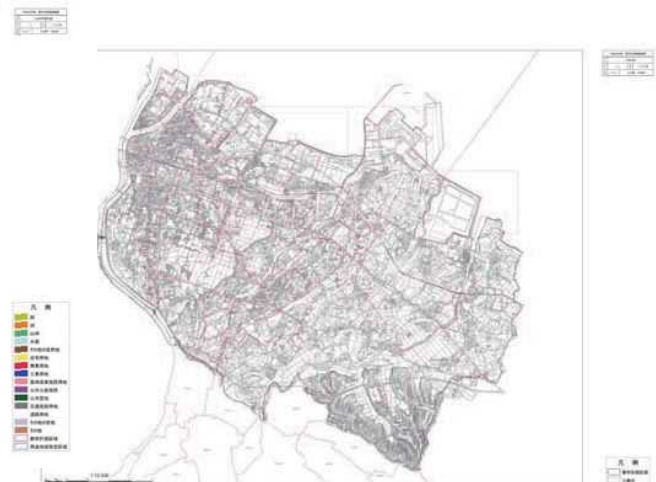
### 観光等

- 観光の状況
- 景観・歴史資源等の状況

【土地利用現況図】



【小単位図】



## 大規模集客施設の立地誘導方針

平成18年の改正都市計画法により、原則として大規模集客施設の立地は市街化調整区域や都市計画区域・準都市計画区域の白地地域では認められず、商業地域、近隣商業地域、準工業地域の3用途地域に限定されることになりました。

これを受けて本県では、人やモノの流れを変化させ、周辺の土地利用や交通量、さらには当該都市及び周辺の都市構造に対して大きな影響を与える「大規模集客施設（注1）の立地誘導方針」を平成21年5月に策定し、同年8月に運用開始しました。

### 大規模集客施設に関する基本的な考え方

- ①床面積1万㎡を超える大規模集客施設は「広域拠点（注2）」内に設定する「誘導区域（注2）」に立地を誘導
- ②1万㎡以下の集客施設は「集約拠点（注4）」内に設定する「誘導区域」に立地を誘導
- ③「広域拠点」内の「誘導区域」以外では大規模集客施設の立地を抑制（特別用途地区の指定などを活用）

（注1）劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票権販売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

（注2）集約拠点のうち1つの都市を超えて広域的に利用される拠点（大分・別府・中津・田中・佐伯に設定）

（注3）都市機能の集積が都市計画等に位置づけられている区域であって、かつ、商業系の用途地域が指定されている区域を対照として設定。

（注4）様々な都市機能の集積を促進する拠点（多くの人々が利用しやすい区域に設定）

県土の将来構造



大規模集客施設の立地誘導イメージ

